

陳情第165号	受理年月日	平成28年9月16日
付託委員会	環境建設委員会	
陳情者	八幡東区豊町9-17 本田 貴美子 外2名	
件名	北九州小竹線道路改築工事における建設局及び西部整備事務所の対応について	
要旨	<p>平成26年4月24日、北九州小竹線道路改築工事のコンクリートく体破碎工事で家屋に大きな振動を感じ、都市ガスの異常供給停止があり、翌日、西部整備事務所に申し入れを行った。しかし、同事務所は、現場代理人の偽装と隠ぺいした口頭報告のみを信じ、住民からの聞き取りを丁寧せず、かつ、これを求めても拒否した。その後も平成27年9月2日までの1年4カ月の間、住民が同工事による振動を訴えても、同事務所は根拠もなく、調査もせず、ただ思い込みで全く関係ない工事の振動であると主張し続けた。住民は、病気やけが、入院、介護など諸事情を抱えながら日常生活を送っているのに、根拠のない主義・主張をして住民を苦しめる市役所とは一体何か。</p> <p>この件にかかわった職員は皆他局へ異動となった。整備事務所の担当職員は最後まで横柄な態度であった。後任の職員に訴えたが「市として謝罪しないと決めたので謝罪しません」という。</p> <p>平成28年8月10日、当時の担当係長に詰め寄ると、自分たちの不備を建設局長に報告していなかったことがわかった。</p> <p>北九州一の巨大組織である北九州市役所が、根拠のない主張を続け、2年という長い間市民に苦痛を与えたのである。</p> <p>ついては、建設局長並びに当時の西部整備事務所の担当課長、担当係長及び担当職員の口頭謝罪と、謝罪と再発防止のための改善策を記した公文書を要求するものである。</p>	